

## 健康起因事故に関わる行政処分が強化されました！

平素は当協会の業務運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、事業用自動車の運転者による健康起因事故が増加していることから、今般、国土交通省より、「健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加する」とした通達が発出され、令和3年6月1日より施行されます。

各事業者におかれましては、下記内容に留意の上、運転者に対して必要な措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

**【改正内容】**「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」

※下線箇所が今回の変更(追加)点となります

適用条項	違 反 行 為 事 項	基準日車等	
		初違反	再違反
法第17条第1項 第1号第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1)		
	① 未受診者1名	警告	10日車
	② 未受診者2名	20日車	40日車
	③ 未受診者3名以上	40日車	80日車
	2 <u>未受診者による健康起因事故が発生したもの</u> (注2)(注3)	<u>40日車</u>	<u>80日車</u>
	3 疾病・疲労等乗務	80日車	160日車
	4 薬物等使用乗務	100日車	200日車
(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 <u>(注2)</u> <u>健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。</u> <u>(注3)</u> <u>事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。</u> <u>なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。</u>			

【本件に関する問合せ先】 神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関  
(一社) 神奈川県トラック協会 適正化事業部

TEL 045-471-5877